

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和2年04月01日	レジリエンス統括業務委託	6,000,000	総合企画局総合政策室 SDGs・レジリエンス戦略担当	藤田 裕之	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
002	令和2年04月01日	令和2年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務委託	7,177,720	総合企画局総合政策室 創生戦略担当	株式会社ツナグム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	令和2年04月01日	令和2年度「輝く学生応援プロジェクト」運営業務	(当初) 8,148,000 (変更後) 7,648,000	総合企画局総合政策室 大学政策担当	特定非営利活動法人ユースビジョン、特定非営利活動法人きょうとNP0センター及び公益財団法人京都市ユースサービス協会の連合体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	令和2年04月01日	令和2年度「留学生の就職支援・マッチング事業」運営業務	10,135,000	総合企画局総合政策室 大学政策担当	令和2年度「留学生の就職支援・マッチング事業」運営業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005	令和2年04月01日	令和2年度「声による市民しんぶん」（テープ版・デージーCD版）の制作等の委託	10,910,540	総合企画局市長公室広報担当	公益社団法人 京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006	令和2年04月01日	令和2年度ポスター版「京都市民ニュース」の掲出料	12,358,060	総合企画局市長公室広報担当	京都市（交通事業）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007	令和2年04月01日	令和2年度 きょうと市民しんぶん（全市版）の版下制作等の委託	9,166,872	総合企画局市長公室広報担当	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008	令和2年04月01日	令和2年度 きょうと市民しんぶん（区版）の版下制作等の委託	20,472,540	総合企画局市長公室広報担当	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009	令和2年04月01日	京都市公式ホームページ運用保守業務委託	7,854,000	総合企画局市長公室広報担当	システム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010	令和2年04月01日	令和2年度戦略的広域シティPR業務委託	(当初) 16,995,000 (変更後) 11,770,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社イニシャル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011	令和2年06月01日	令和2年度市政PR対談企画業務委託	10,500,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社日商社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012	令和2年07月01日	令和2年度京都市戦略的広域シティPRにおける「広報コンテンツの制作業務」の委託	8,000,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社イニシャル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013	令和2年09月01日	令和2年度京都市コロナ感染防止徹底月間に係るラジオCMの制作・放送業務委託（FMラジオ放送）	6,000,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社エフエム京都	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
014	令和2年10月01日	令和2年度 テレビ広報事業における市政PRスポットの放送業務委託	26,400,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社 京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
015	令和2年04月09日	次期京都市基本計画策定に関する取組業務の委託	18,997,000	総合企画局市長公室政策企画調整担当	株式会社地域計画建築研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
016	平成31年04月01日	京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業運営委託	(当初) 52,314,000 (変更後) 51,309,000	総合企画局国際化推進室	社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017	令和2年04月30日	在宅勤務用パソコン200台の購入	26,554,000	総合企画局情報化推進室情報セキュリティ・ICT推進担当	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
018	令和2年05月11日	在宅勤務用パソコン300台の購入	35,970,000	総合企画局情報化推進室情報セキュリティ・ICT推進担当	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
019	令和2年04月01日	基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託	29,040,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	令和2年04月01日	令和2年度電算システムに係る保守業務(住基・税系)	151,910,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	令和2年度電算システム保守業務(住基・税系)コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
021	令和2年04月01日	令和2年度電算システムに係る保守業務(福祉系)	142,560,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	令和2年度電算システム保守業務(福祉系)コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
022	令和2年04月01日	京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託	11,880,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	令和2年04月01日	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託	24,222,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	令和2年06月04日	福祉全般における制度改正に伴う影響調査作業委託	6,600,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	福祉全般における制度改正に伴う影響調査作業コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	令和2年04月01日	ネットワーク機器(センタールータ及び出先拠点スイッチ等)一式賃貸借(平成26年度開始分)(再リース)(令和2年度分)	11,550,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	富士通リース株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	令和2年04月01日	京都市データセンターの使用に係る個別契約(共用部分他33ラック)	64,419,520	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	令和2年04月01日	令和2年度共通基盤システム運用保守委託	21,780,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	令和2年度共通基盤システム運用保守委託業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
028	令和2年04月01日	メールシステム等一式賃借（平成26年度開始分）（再リース）	7,078,500	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社J E C C	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
029	令和2年04月01日	オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借	80,035,776	総合企画局情報化推進室情報システム担当	オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借に係る賃貸借コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
030	令和2年04月01日	A C O S 増設ディスクの賃借	5,791,500	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社J E C C	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
031	令和2年04月01日	基幹系共通基盤ネットワーク機器等に関する監視業務委託	6,072,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
032	令和2年04月01日	京都市クラウド基盤機器等保守委託	43,542,312	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
033	令和2年04月01日	京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託	81,070,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
034	令和2年04月01日	OutSystems Platformに係る保守等業務委託	42,070,600	総合企画局情報化推進室情報システム担当	「OutSystems Platform」に係る保守等業務委託」コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
035	令和2年04月01日	大型汎用コンピュータのオープン化に係る工程管理支援等業務委託	24,200,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	ピースミール・テクノロジー株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
036	令和2年04月01日	大型汎用コンピュータのオープン化に係る技術支援等業務委託	(当初) 38,384,830 (変更後) 94,260,400	総合企画局情報化推進室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
037	令和2年09月08日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う税システム（オンライン処理）令和2年度追付改修作業業務委託	45,381,600	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社D T S	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
038	令和2年08月13日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住民基本台帳システム（オンライン処理）令和2年度追付改修作業業務委託	70,840,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社アルバス	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
039	令和2年04月01日	文書管理システムの運用保守	23,991,000	総合企画局情報化推進室情報管理担当	京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

レジリエンス統括業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局総合政策室SDGs・レジリエンス戦略担当

### 3 契約締結日

令和2年4月1日

### 4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区檜原庭井9-21  
藤田 裕之

### 6 契約金額（税込み）

6,000,000円

### 7 契約内容

レジリエント・シティ京都市統括監（CRO）として、京都市におけるSDGsの推進及びレジリエンス戦略の実行の指揮、監督、評価及び見直し、市長、副市長への助言及び報告、都市レジリエンスに関する庁内外の関係者、関係都市との連携、市民への周知など、本市のレジリエンス構築に向けた取組を統括する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

CROの候補者の選定に当たっては、本市の外部からの公募等による選定、本市職員からの選定も選択肢としてあったが、100RC（現RCN）との協議において、外部の人材をCROに任命した他の選定都市では、行政内部の協力関係構築や意思疎通に課題が生じるなど、円滑に機能していないケースもあることが明らかにされた。このため、公募等による場合は、委託業務の遂行に必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、所要の期限内に履行期限を設定するときは所要の成果を求めることができないことから、本市にとって不利となると考えられることを踏まえ、CROの候補者はOBを含む本市職員の中から選定することとなり、平成29年4月1日付けで藤田裕之氏がCROに就任した。

その後2年間の検討を経て、平成31年3月に、「京都市レジリエンス戦略（以下、「戦略」という。）」を策定したが、平成31年度以降の戦略を実行する過程においても、引き続きCROが戦略の実行の先導役を担うことにより、戦略の推進が期待できる。

藤田裕之氏は、CROとして、戦略の策定過程から関わっており、レジリエンスに関する専門的な知識や情報を有している。また、様々な地域団体等との関係を構築し、RCNとも良好な関係を

築いていることから、引き続き藤田裕之氏をCROとして選任することが、戦略の推進につながると考えられる。

以上のことから、「レジリエント・シティ京都市統括監設置要綱」第4条に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、藤田裕之氏にレジリエンス統括業務を委託する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局総合政策室創生戦略担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区福大明神町128番地  
株式会社ツナグム
- 6 契約金額（税込み）  
7, 177, 720円
- 7 契約内容  
移住希望者からの電話や電子メール、面談等による相談対応のほか、京都への移住を促進するイベント等の企画及び開催、移住に関する情報発信を行う移住サポートセンターの運営業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市移住サポートセンターの運営に当たっては、移住を検討・希望されている方々が安心して相談できる対応能力・体制を有するだけでなく、移住希望者等の多様なニーズやライフスタイルに併せた相談対応や京都市への移住を促進するイベントを実施していく必要があり、委託事業者には地方移住に関する幅広い知識、経験ネットワーク等が求められることから、委託事業者の選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適しない。  
本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などを審査するプロポーザル方式を実施し提出された資料に基づき審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度「輝く学生応援プロジェクト」運営業務
- 2 担当所属名  
総合企画局総合政策室大学政策担当
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年6月18日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
特定非営利活動法人ユースビジョン, 特定非営利活動法人きょうとNPOセンター及び公益財団法人  
京都市ユースサービス協会の連合体  
京都市北区小山北上総町43-4 相井ビル2階  
代表団体 特定非営利活動法人 ユースビジョン
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 8,148,000円  
(変更後) 7,648,000円
- 7 契約内容  
キャンパスプラザ京都1階の「学生Place+ (学生の活動拠点)」をサポート拠点に, 学生が大学の枠を越えて行う, 京都のまちの活性化につながる活動や社会貢献活動に対し, 以下の支援を行う。
  - ・ミーティングスペース及び活動に必要な備品等の貸出しを行う。
  - ・学生に対し, 活動に資する様々な情報や市政情報等を提供するとともに, 学生の活動内容を掲示するなど情報発信を行う。また, 活動に対する助言や相談対応を行う。
  - ・学生の活動と地域のニーズとのマッチング, 連携の促進を支援する。
  - ・学生とボランティア活動とをマッチングし, 活動を通じた学生の成長を支援する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
(当初契約)  
本業務は, 学生に対して活動に資する様々な情報や市政情報等を的確に提供するとともに, 学生のニーズを的確に捉え, 活動する学生が交流する機会の提供, 助言や相談を行うなど, 「学生Place+ (学生の活動拠点)」を円滑に運営するためのノウハウや, 「むすぶネット(学生・地域連携ネットワーク)」を円滑に運営するために, 大学関係者や地域との幅広い人的ネットワーク等が求められるものであり, 契約の内容及び性質が, 競争入札に適しないため。  
(変更理由)  
新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による事業内容の見直し。



9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8（当初契約）の理由により、公募型プロポーザル方式により、令和 2 年 3 月 4 日から 3 月 18 日まで事業者を募集した結果、1 団体から応募があった。提出された書類に基づき審査した結果、事業が遂行できると認められたため、特定非営利活動法人ユースビジョン（特定非営利活動法人ユースビジョン、特定非営利活動法人きょうと NPO センター及び公益財団法人京都市ユースサービス協会の連合体 代表団体 特定非営利活動法人 ユースビジョン）を委託先として選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度「留学生の就職支援・マッチング事業」運営業務
- 2 担当所属名  
総合企画局総合政策室大学政策担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和2年度「留学生の就職支援・マッチング事業」運営業務コンソーシアム  
京都市上京区甲斐守町97番地西陣産業創造会館2階  
代表 特定非営利活動法人グローバル人材開発センター
- 6 契約金額（税込み）  
10,135,000円
- 7 契約内容  
大学コンソーシアム京都に加盟する大学に在籍する留学生と京都市内に本社・支社等を有する企業を対象とした、求人・求職の情報提供を行うウェブサイト「ハタ洛」の運営を行い、同サイトを通じて就職・採用の機会を創出（マッチング）するとともに、留学生と企業の抱える課題を解決するためのセミナーや交流会を開催し、地元企業への就職の機運を醸成する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本契約で保守業務を委託する留学生の就職支援マッチングサイト「ハタ洛」において開発したシステムは、個人情報保護の観点から、汎用性のあるソフトウェアを使用して構築したのではなく、システムを開発したもの以外が保守業務を行うことはできず、他社との競争入札が成立しないものである。  
加えて、留学生への就職支援を行うコーディネーター業務及び留学生・市内企業に対するサイトへの登録促進に向けたセミナー・交流会に係る業務についても、マッチングサイトと連携して実施していく必要があるため、当該委託先に一体業務として委託するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度「声による市民しんぶん」（テープ版・デージーCD版）の制作等の委託
- 2 担当所属名  
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区紫野花ノ坊町1  
公益社団法人 京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額（税込み）  
10,910,540円
- 7 契約内容  
「声による市民しんぶん」（市民しんぶんテープ版・デージー版）を制作し、対象者に発送すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「声による市民しんぶん」の制作については、視覚障害者に対する知識や朗読にあたっての長年の経験が必要である。例えば、図表で示されている部分のように視覚では容易に理解できても、音声で伝える場合は朗読方法を工夫しなければ理解できないことがある。また、発送業務等で視覚障害者との連絡調整も必要であり、点字を読むことができない方への配慮も必要なため、この点においても対応に知識や経験が求められる。以上の理由により競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都府視覚障害者協会は、「声による市民しんぶん」以外にも視覚障害者向けのカセットテープによる情報媒体を制作及び発送しているため、必要な知識や技術等の経験が豊富である。また、朗読ボランティアとの関わりも深く、多くのボランティアの協力を得て朗読作業を円滑に行うことが可能な事業者であり、市内において、市民しんぶん校了日の翌日から発行日までのわずかな期間に制作・発送可能な唯一の団体であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度ポスター版「京都市民ニュース」の掲出料
- 2 担当所属名  
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区太秦下刑部町12番地  
京都市（交通事業）
- 6 契約金額（税込み）  
12,358,060円
- 7 契約内容  
市バス・地下鉄の全車両に市政広報ポスター「京都市民ニュース」を掲出することを委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
市バス及び地下鉄へのポスターの掲出は、市バス・地下鉄事業を運営している京都市（交通事業）のみが契約先となるため、競争入札には適しないので、京都市（交通事業）と随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度 きょうと市民しんぶん（全市版）の版下制作等の委託
- 2 担当所属名  
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地  
株式会社ITP
- 6 契約金額（税込み）  
9,166,872円
- 7 契約内容  
令和2年度「きょうと市民しんぶん」（全市版）の版下（拡大版の版下制作等を含む）の制作を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすくお伝えする必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方（方針）等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適しないため随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
令和2年2～3月に市民しんぶん（全市版）版下制作等を委託する事業者の選定をプロポーザル方式により実施した。その結果、プロポーザル審査会で選定し、総合企画局長の承認を経て決定した株式会社ITPに本業務を委託する。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度 きょうと市民しんぶん（区版）の版下制作等の委託
- 2 担当所属名  
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地  
株式会社ITP
- 6 契約金額（税込み）  
20,472,540円
- 7 契約内容  
令和2年度「きょうと市民しんぶん」（区版）の版下（拡大版の版下制作等を含む）の制作を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすくお伝えする必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方（方針）等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適しないため随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
令和2年2～3月に市民しんぶん（区版）版下制作等の委託事業者選定をプロポーザル方式により実施した。その結果、プロポーザル審査会で選定し、総合企画局長の承認を経て決定した株式会社ITPに本業務を委託する。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市公式ホームページ運用保守業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通松原上る東側  
キシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7,854,000円
- 7 契約内容  
京都市公式ホームページ運用保守業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
CMSは、上記相手方が独自に構築したシステムを採用しており、技術情報やノウハウは一般に公開されておらず、同社のみが有している。  
運用・保守にあたっては、CMSの技術情報やノウハウに関する知識が必要となり、本契約は競争入札に適しないことから、上記相手方と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度戦略的広域シティPR業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年5月1日
- 4 履行期間  
令和2年5月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区4-15-1 赤坂ガーデンシティ18階  
株式会社イニシャル
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 16,995,000円  
(変更後) 11,770,000円
- 7 契約内容
  - ・マルチメディアプレスリリースの作成、配信、取材依頼等の働き掛け
  - ・メディアに対する取材支援の実施
  - ・京都市が提供するプレスリリース等の配信(実施回数:無制限)
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
(当初契約)  
本業務を委託する事業者には、京都が持つ魅力を十分理解し、効率的かつ効果的にメディアに伝達する企画力や情報発信能力等が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札には適さないため。  
(変更契約)  
令和2年4月以降の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受けた社会情勢の変化や4月14日に全市的な方針として公表された「新型コロナウイルス感染症を踏まえた行財政運営方針」を踏まえ、事業手法等について、改めて見直す必要が生じたため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度市政PR対談企画業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日  
令和2年6月1日
- 4 履行期間  
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区御池通東洞院西入ル笹屋町435番地 京都御池第一生命ビル7階  
株式会社日商社
- 6 契約金額（税込み）  
10,500,000円
- 7 契約内容  
対談・インタビューなどを通じて、京都市長自らが市の重要施策について語り、それをテーマに応じた最適な媒体に掲載することで、効果的に市政情報を発信する「市政PR対談企画業務」の委託。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
この事業における事業者の選定は、価格以外の要素における評価によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札による業者選定は適していないため、プロポーザルを実施し、評価の高かった相手方を選定。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市戦略的広域シティPRにおける「広報コンテンツの制作業務」の委託
- 2 担当所属名  
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日  
令和2年7月1日
- 4 履行期間  
令和2年7月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区4-15-1 赤坂ガーデンシティ18階  
株式会社イニシャル
- 6 契約金額（税込み）  
8,000,000円
- 7 契約内容
  - (1) 広報コンテンツの制作方針  
メディア及び一般視聴者の両方が関心を示す訴求力の高い広報コンテンツ(※)を制作する。  
※広報コンテンツの例  
動画(30秒以上)、インフォグラフィック(動画(30秒以上)又は画像)など
  - (2) 制作内容・本数等  
広報コンテンツを計4本制作する。ただし、4本のうち少なくとも1本については、30秒及び15秒に短縮したショート版も併せて制作する。
  - (3) 放映・放送媒体(予定)
    - ア インターネット動画
    - イ テレビCM
    - ウ 映画館CM
    - エ デジタルサイネージ
    - オ マルチメディアプレスリリース
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
令和2年度の「戦略的広域シティPR事業」では、メディアに対する売り込み活動の実施やネットワークの構築、広報戦略設計、進捗管理など、年間を通じたメディアリレーション業務と、市政の重要案件について、メディア及び一般視聴者の両方が関心を示す広報コンテンツ(動画やインフォグラフィックなど)の制作業務の2つの業務委託を想定していた。  
2つの業務委託については、まとめて一つの事業者へ委託した場合に委託内容が多岐に渡ることを

から効果的な業務の遂行が実施できない可能性があったため、それぞれ別契約とした場合でも各々予定価格が1,500万円以上の規模であり、一定のスケールメリットが働くことも考慮した結果、それぞれの委託業務について別にプロポーザルによる事業者の選定とすることを予定していた。

メディアリレーション業務の委託については、プロポーザルを実施した結果、年度当初に株式会社イニシャルと契約の締結を行った。その後、令和2年4月以降の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受けた社会情勢の変化等を踏まえ、委託内容等を変更する契約を締結した（令和2年5月1日付）。

広報コンテンツの制作業務の委託については、10本程度の広報コンテンツを制作することを想定し、契約額約1,500万円でのプロポーザルによって、事業者の選定を行うことを予定していたが、4月以降の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受けた社会情勢の変化や4月14日に全学的な方針として公表された「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた行財政運営方針」に基づき、広報コンテンツの制作本数や制作テーマなどの事業手法や事業規模について、改めて検討する必要が生じたため、当初予定していたスケジュールでのプロポーザルの実施が出来なかった。

検討の結果、制作テーマ及び本数について見直し、広報コンテンツの制作に係る業務量が減少したことにより、まとめて一つの事業者に委託した場合に課題とされていた事由が解消された。また、新型コロナウイルス感染症の状況は日々変化し長期間の見通しが立てづらいうち、平常時以上に状況に応じた迅速かつ臨機応変な情報発信が求められており、同感染症をはじめとする重要な広報案件については、広報コンテンツの制作と発信（マルチメディアプレスリリース等）を可能な限り一体化させ、スムーズに行わなければ、時宜を逸した情報発信になりかねず、両業務を一体的に実施することが不可欠である。このような状況を踏まえ、メディアリレーション業務を委託している株式会社イニシャルを契約の相手方として広報コンテンツの制作業務を委託するものである。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市コロナ感染防止徹底月間に係るラジオCMの制作・放送業務委託（FMラジオ放送）
- 2 担当所属名  
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日  
令和2年9月1日
- 4 履行期間  
令和2年9月1日から令和3年1月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸8F  
株式会社エフエム京都
- 6 契約金額（税込み）  
6,000,000円
- 7 契約内容  
令和2年度京都市コロナ感染防止徹底月間に係るラジオCM（40秒×4種類）を制作し、株式会社エフエム京都の電波により、放送する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務は、市民一人一人に対して、感染防止を「自分ごと」として捉え、リスクの高い行動を避けるよう促すことが目的であり、市民向けの情報提供に重点を置き、京都の情報を求める聴取者層を持つ放送局で放送する必要があることから、他者との競争が成立せず、競争入札に適しないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
株式会社エフエム京都は、京都市民向けの情報提供に重点を置き、京都の情報を求める聴取者層を持つ、唯一のFM放送局である。また、平成3年から市政広報番組を放送するなど、市政広報に積極的に取り組んでおり、これまでも番組の出演者等の調整や希望放送枠の確保など、市政広報に関する数々の実績を有するため、同社と随意契約を行う。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度 テレビ広報事業における市政PRスポットの放送業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日  
令和2年10月1日
- 4 履行期間  
令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1  
株式会社 京都放送
- 6 契約金額（税込み）  
26,400,000円
- 7 契約内容  
京都市政PRスポット（30秒又は15秒のテレビCM映像）を1600GRP（延べ視聴率）分放送する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
今回委託する業務については、市の事業などを効果的に発信するため、京都市民向けの情報提供に重点を置き、京都の情報を求める視聴者層を持つ放送局に委託を行うことが必要であるが、京都府内でこれらを満たす放送局は府内唯一の独立放送局である京都放送のみである。したがって、本件業務は京都放送以外では不可能であるため、競争入札に適しておらず、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
京都放送は、京都の情報を求める視聴者層を持つ、京都府内唯一の独立放送局であるため、同社と随意契約を行う。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
次期京都市基本計画策定に関する取組業務の委託
- 2 担当所属名  
総合企画局市長公室政策企画調整担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月9日
- 4 履行期間  
令和2年4月9日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82番地  
株式会社地域計画建築研究所
- 6 契約金額（税込み）  
18,997,000円
- 7 契約内容  
京都市基本構想の具体化のために、全市的視点から取り組む主要な政策を示す「次期京都市基本計画」を令和2年度に策定するため、京都市基本計画審議会の運営のほか、パブリック・コメントをはじめ広く市民に周知、参加を呼びかける等の取組を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、本市の市政運営の基本となる次期京都市基本計画策定に関する取組業務であり、受託者の業務遂行能力や市政の理解度等が成果物に与える影響が大きく、その性質が価格等による事業者選定になじまない。  
そのため、公募型プロポーザルにより受託候補者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)により随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
事業者から提出された提案書等について、公募型プロポーザルの募集要項の「7 提案の選定」に基づき、採点を行い、一番得点が高かった事業者と契約した。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業運営委託
- 2 担当所属名  
総合企画局国際化推進室
- 3 契約締結日  
(当初) 平成31年4月1日  
(変更後) 令和2年6月17日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区河原町通り三条上る下丸屋町423番地  
社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 52,314,000円  
(変更後) 51,309,000円
- 7 契約内容  
ア 多文化共生を推進する事業の実施  
イ 多文化共生に関する活動の担い手養成  
ウ 多文化共生に関する情報提供及び広報活動等  
エ 調査・研究
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
令和2年度上半期に実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止等の対応となった、行事・研修会や調査・研究費の実施に係る費用が不要となったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式により、提案の募集を行い、価格に加えて、これまでに培ってきたノウハウ、技術、経験等を総合的に審査した結果、上記事業者を受託候補者として決定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
在宅勤務用パソコン200台の購入
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報セキュリティ・ICT推進担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月30日
- 4 履行期間  
令和2年4月30日から令和2年5月22日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区本町2-5-7  
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
26,554,000円
- 7 契約内容  
自宅等から職場にあるイントラパソコンへのリモートアクセスが可能な「在宅勤務用パソコン」  
200台の購入を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
可能な限り早期に在宅勤務環境を整備する必要があり、入札に付する時間がないことから、緊急的に随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
現在、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、全国的に在宅勤務を促進することとされており、在宅勤務で必要となるパソコンの需要が増加しているため、パソコンを取扱う事業者においても、取引を停止していたり、納期が数箇月後となっている状況である。  
また、今回調達するパソコンは、のちにイントラパソコンとして活用することも想定していることから、一定のスペックを有している必要がある。  
必要なスペックを満たすパソコンを、必要な台数、履行期間内に納入可能と思われる複数の事業者に見積を依頼したところ、アライドテレシス株式会社以外の事業者は、履行期間内に納品することができないとのことであり、複数の見積書を徴取し、比較することができないため、同社を契約

の相手方とする。

なお、契約金額については、同社と見積金額の低減について交渉を行ったうえで決定している。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
在宅勤務用パソコン300台の購入
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報セキュリティ・ICT推進担当
- 3 契約締結日  
令和2年5月11日
- 4 履行期間  
令和2年5月11日から令和2年5月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604  
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
35,970,000円
- 7 契約内容  
自宅等から職場にあるイントラパソコンへのリモートアクセスが可能な「在宅勤務用パソコン」  
300台の購入を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
可能な限り早期に在宅勤務環境を整備する必要があり、入札に付する時間がないことから、緊急的に随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
現在、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、全国的に在宅勤務を促進することとされており、在宅勤務で必要となるパソコンの需要が増加しているため、パソコンを取扱う事業者においても、取引を停止していたり、納期が数箇月後となっている状況である。  
また、今回調達するパソコンは、のちにイントラパソコンとして活用することも想定していることから、一定のスペックを有している必要がある。  
必要なスペックを満たすパソコンを、必要な台数、履行期間内に納入可能と思われる複数の事業者に見積を依頼したところ、西日本電信電話株式会社以外の事業者は、履行期間内に納品することができないとのことであり、複数の見積書を徴取し、比較することができないため、同社を契約の

相手方とする。

なお、契約金額については、同社と見積金額の低減について交渉を行ったうえで決定している。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
29,040,000円
- 7 契約内容
  - ・汎用電子計算機及び周辺機器等の運用維持管理業務
  - ・基幹系端末等の障害切分け及び運用維持管理業務
  - ・共通基盤システムの運用維持管理業務
  - ・京都市役所ネットワークに関する運用管理支援

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

汎用電子計算機は日本電気株式会社製であり、日本電気株式会社が著作権を有する汎用電子計算機用OS (ACOS-4/MX R2.12)や、汎用電子計算機の統合運用管理に使用する TOMARF、オンラインシステムのシステム環境及び接続環境を構築管理するために使用する VDL,NDL などといった汎用電子計算機用ユーティリティソフトウェアを使用しなければ、汎用電子計算機の運用維持管理を行うことができない。

共通基盤システムについては、行政業務情報システムの根幹となる職員認証等、極めて高度な技術によって設計、構築されており、運用維持管理に当たっては、両システムの設計及び構築の際の詳細な技術情報が不可欠である。また、業務の履行に当たっては、障害が発生したシステムの復旧など、様々な不具合に対処する必要があり、復旧を行うための原因の特定と対処方法の決定・実施には、詳細な技術情報とともに、高度な専門技術及び知識が必要である。これらの情報を保有するものは、開発を行った日本電気株式会社のみである。

したがって、他社との競争が成立せず競争入札に適しない。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度電算システムに係る保守業務（住基・税系）
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和2年度電算システム保守業務（住基・税系）コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
151,910,000円
- 7 契約内容  
日本電気株式会社製のV I Sと呼ばれる汎用コンピュータ上で稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業及びこれらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
保守業務をする電算システムは、日本電気株式会社製の汎用コンピュータ上で稼働しており、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行を行うことができない。  
したがって、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグル



ープ企業等であり，高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき，日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを相手方に選定する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度電算システムに係る保守業務（福祉系）
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和2年度電算システム保守業務（福祉系）コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
142,560,000円
- 7 契約内容  
日本電気株式会社製のV I Sと呼ばれる汎用コンピュータ上で稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業及びこれらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
保守業務をする電算システムは、日本電気株式会社製の汎用コンピュータ上で稼働しており、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行を行うことができない。  
したがって、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグル

ープ企業等であり，高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき，日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを相手方に選定する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託に係るコンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
11,880,000円
- 7 契約内容  
京都市マイナンバー連携システムに係る機器の保守作業（令和2年度分）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の対象となる京都市マイナンバー連携システム機器の保守を行うためには、障害原因の特定及び対処に当たって、京都市マイナンバー連携システムの設定等の知識を有し、設定に基づいた保守を行う必要がある。  
当該システムに関する知識を保有するものは、当該システムを作成した日本電気株式会社のみであることから、同社と随意契約を締結するものである。  
なお、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社のほか、日本電気株式会社のグループ企業の高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社が必要である。しかし、京都市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月（令和2年4月1日改正）「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社とNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社から構成されるコンソーシアムを契約の相手方とする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8の通り

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託に係るコンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
24,222,000円
- 7 契約内容  
中間サーバーへの副本登録や符号取得といった運用業務及び番号法に基づく情報提供・情報照会を行うマイナンバー連携システムの保守及び運用を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の対象とする京都市マイナンバー連携システムは、日本電気株式会社が構築したものであり、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設定、プログラム製造及び実行を行うことができない。  
このため、本業務を履行できる相手方は同社しかないことから、同社を代表とする京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託コンソーシアムを契約の相手方に選定し、随意契約を締結するものである。  
なお、本業務の履行に当たっては、京都市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月（令和2年4月1日改正）「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグループ企業であり、高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾している株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを契約の相手方とする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 の通り

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
福祉全般における制度改正に伴う影響調査作業委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年6月4日
- 4 履行期間  
令和2年6月4日から令和2年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
福祉全般における制度改正に伴う影響調査作業コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,600,000円
- 7 契約内容  
税制改正等に伴い税システムを改修しているが、福祉系システムにも影響が生じることが見込まれるため、制度改正内容や税システム及び福祉系システムの仕様等を分析し、福祉系システムへの影響範囲、システム改修が必要な範囲等の調査を行う業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
税システム改修が福祉系システムに影響を与えるか否かを判断するためには、制度改正内容だけでなく、税システム及び福祉系システムの仕様についても熟知している必要がある。  
税システム及び福祉系システムは、大型汎用コンピュータで稼働しているが、30年にわたり、制度改正対応や機能改善を目的としたシステム改修を繰り返し運用してきたため、複雑なシステムとなっている。  
このため、現行システムの仕様及び運用を踏まえ、税システム改修の影響範囲を漏れなく確実に調査できる事業者は、現在システム保守運用業務を受託している日本電気株式会社しか存在しない。  
また、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と、日本電気株式会社の関連会社であり、高度な専門技術及び知識を有する要員を確保できる株式会社ワードシステムから構成されるコンソーシアムを相手方に選定する。



9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ネットワーク機器（センタールータ及び出先拠点スイッチ等）一式賃貸借（平成26年度開始分）  
（再リース）（令和2年度分）
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1番地 京都フコク生命四条柳馬場ビル  
富士通リース株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
11,550,000円
- 7 契約内容  
京都市データセンター，広域イーサ拠点，地域IP網拠点に設置しているネットワーク機器のリース
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
平成26年度に借り受けたネットワーク機器の再リースであり，本契約を履行できるのは，現在，リース契約を締結している富士通リース株式会社しかないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市データセンターの使用に係る個別契約（共用部分他33ラック）
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム  
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604  
代表 西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
64,419,520円
- 7 契約内容  
情報システムのサーバやネットワーク機器を設置するためのデータセンターの共用部分、ラック等の賃借及び遠隔地バックアップサービスの利用
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市データセンターのラックの賃貸借契約に当たり、西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする「京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム」が当該設備の所有者で唯一の契約相手であり、競争性が生じないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度共通基盤システム運用保守委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
令和2年度共通基盤システム運用保守委託業務に係るコンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
21,780,000円
- 7 契約内容
  - (1) ソフトウェア保守
  - (2) システム監視
  - (3) 障害復旧作業
  - (4) 障害履歴管理
  - (5) 機器の構成管理
  - (6) システム関連問い合わせ
  - (7) システムリソース管理支援及び報告
  - (8) システム稼動状況報告（稼働統計の提出による報告）
  - (9) システム障害復旧支援及び障害原因調査（緊急対応及びメンテナンスレポートの提出による調査報告）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

共通基盤システムについては、極めて高度な技術によって設計、構築されている。今回委託する業務については、共通基盤システムの設計及び構築の際の詳細な技術情報が不可欠であり、当該システム群に関する詳細な技術情報を有する上記コンソーシアム事業者以外では履行することができず、その性質又は目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号  
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
メールシステム等一式賃借（平成26年度開始分）（再リース）
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）  
7, 078, 500円
- 7 契約内容  
情報漏洩・メールアーカイブシステム、内部メールシステム、外部メールシステム、迷惑メール対策・ウイルス対策システムのリース
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
平成26年度に借り受けたメールシステムの再リースであり、本契約を履行できるのは、現在、リース契約を締結している株式会社J E C Cしかないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
オンライン業務システム中継サーバ等一式機器賃借に係る賃貸借コンソーシアム  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）  
80,035,776円
- 7 契約内容  
オンライン業務システム中継サーバについては、大型汎用コンピュータのオンライン業務システムにおいて、大型汎用コンピュータと区役所等の設置端末間の通信に必要となる。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。  
上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。  
このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。  
本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。  
また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる

詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社JECを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

ACOS増設ディスクの賃借

### 2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和2年4月1日

### 4 履行期間

令和2年4月1日から令和2年12月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社J E C C

### 6 契約金額（税込み）

5,791,500円

### 7 契約内容

本市においては、大量、複雑な事務の一括処理及び広域的・即時的な市民サービスの提供を行うため、大型汎用コンピュータ（以下、「ACOSシステム」という）を導入しており、そのデータ保存用の専用のディスク装置について調達を行うものである。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。

上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。

このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。

本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる

詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の3社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の4社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社JECを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
基幹系共通基盤ネットワーク機器等に関する監視業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中心区本町2-5-7  
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,072,000円
- 7 契約内容  
基幹系共通基盤を構成するネットワーク機器等に係る監視業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本契約の履行に当たっては、システム監視用ネットワークを介して「監視対象機器の稼働状態の把握」や「障害発生時のアラート通報」を行うため、当該ネットワークの構成及びその運用を熟知している必要があります。また障害が発生した際には、適切に原因を究明できるだけの本市ネットワーク全体の知見も必要となる。  
以上の条件を満たす者は、現在、本市ネットワーク運用管理業務を受託するアライドテレシス株式会社以外にないことから、同社を相手方に選定し随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市クラウド基盤機器等保守委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
43,542,312円
- 7 契約内容  
本委託業務は、住民基本台帳、税務、国民健康保険、介護保険、福祉等の基幹業務システムの移行先であるクラウド基盤の機器等の保守を委託するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
保守対象となる機器は、基幹業務システムの稼働環境であるクラウド基盤を構成するもので、トラブルが発生した際には、市民影響を最小限に抑えるため、直ちに原因を特定し、部品交換や代替機による復旧を行わなければならない。  
障害時の復旧を迅速かつ確実に行うためには、サーバ機器やネットワーク装置の技術仕様を把握し、クラウド基盤のセットアップ内容やストレージ機器の結線等、構築時の各種設定に関する知識が必要となる。  
上記の履行が可能な特殊技術を持つ者は、クラウド基盤機器の製造元であり、かつ構築作業を実施した日本電気株式会社に限られることから、同社を契約相手方として機器保守業務を委託するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託

### 2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

### 3 契約締結日

令和2年4月1日

### 4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

81,070,000円

### 7 契約内容

本市は、基幹業務システムの稼動環境として、プライベート・クラウド型のITインフラであるクラウド基盤と認証機能や帳票印刷等の共通機能を提供するアプリ基盤を構築し、基幹系共通基盤として稼動させている。また、現行の汎用機から基幹系共通基盤へデータ連携を行う新旧連携システムやL2WAN接続用の仮想化基盤も併せて稼動させている。

本件は、これらの基盤等の安定稼動を実施するための運用管理、運用手順の改善、及びその他障害対応等に係わる業務を委託するものである。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託には、基幹系共通基盤の稼動に欠かせない新旧連携システムの運用管理が含まれている。

新旧連携システムは、現行の日本電気株式会社（以下「NEC」という。）製の大型汎用コンピュータ（以下「汎用機」という。）が保有するデータを基幹系共通基盤側へ連携する仕組みを提供するものであり、安定かつ確実に運用するためには、汎用機の動作と連携データに関する知識が必要であるとともに、NECが著作権を有する汎用機用のソフトウェアについても使用する必要がある。

上記の履行が可能な特殊技術を持つ者は、新旧連携システムを構築するとともに汎用機の運用も実施しており、かつ、汎用機に関する排他的な著作権を有しているNECに限られることから、同社を契約相手方として運用管理業務を委託するものである。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
OutSystems Platformに係る保守等業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
「OutSystems Platformに係る保守等業務委託」コンソーシアム  
東京都千代田区神田錦町3-20 錦町トラッドスクエア10階  
株式会社BlueMeme
- 6 契約金額（税込み）  
42,070,600円
- 7 契約内容  
新基幹業務システムの基盤となっているOutSystems Platform（以下「OSP」という。）の保守やOSPの実装及び保守運用設計の支援等に係る業務を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務を迅速・的確に推進するためには、OSPに関する専門的な知見に加え、本市のOSP環境の現状についての知見を有している必要があることから、OSPの認定資格を有する要員を擁している株式会社BlueMemeと、「大型汎用コンピュータのオープン化に係る技術支援等業務」において本市のOSP環境の設計・運用に従事し、認定資格を有する要員を擁している株式会社AIVICKで構成するコンソーシアムが一貫して受託してきた。  
令和2年度も、今年度までの本業務と接続した業務を委託するもので、これまで本業務を受託し、本市のオープン化事業やOSP環境に係る現状や課題を熟知している事業者でなければ、本市が期待する役割を果たすことは困難であることから、同コンソーシアムを契約の相手方に選定し、随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号



10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
大型汎用コンピュータのオープン化に係る工程管理支援等業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアタワーX 14階  
ピースミール・テクノロジー株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
24,200,000円
- 7 契約内容  
業務システムの設計・開発など大型汎用コンピュータのオープン化事業に係る各業務について、本市職員による進捗管理や品質管理等を支援するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務を的確かつ効率的に行うためには、政令市での基幹系システム開発において、同種業務に従事した経験を有し、当該業務に係る専門的な知見を有していることに加え、本市のオープン化事業における開発の進め方や品質管理基準、これまでの検討や取組の内容を熟知している必要がある。これらの条件を満たす者は、平成27年度から本業務を受託しているピースミール・テクノロジー株式会社しかないことから、同社を契約の相手方に選定し、随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
大型汎用コンピュータのオープン化に係る技術支援等業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年4月1日  
(変更後) 令和2年5月29日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和2年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区中堂寺南町134番地  
公益財団法人 京都高度技術研究所
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 38,384,830円  
(変更後) 94,260,400円
- 7 契約内容  
大型汎用コンピュータのオープン化事業において、本市職員を技術的側面から支援するため、各開発業者が共通して利用する共通部品等の整備・維持管理、新システムの稼働環境やテスト環境の構築・保守運用、テストやシステム移行等における各開発業者の横断的な統制等の業務を行うもの。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
(当初契約)  
これまでの契約において、共通部品の改修や環境の構築等を順次進めてきたところであるが、いまだ完了していない作業や解消し切れていない課題が残っていることから、現在も作業や調査、検討が続いている。  
本業務において、引き続きこれらの作業を実施するに当たり、これまで一貫して本業務を受託し、これまでのオープン化事業に係る状況や、作業、検討の経過を熟知している同所以外の新規事業者へ委託した場合、既契約の役務により蓄積された知見を有効に活用することができず、本市が求める役務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。  
よって、同所を契約の相手方に選定し、随意契約を締結した。  
(変更理由)  
本業務については、本来、新システムの稼働まで委託すべきところであるが、オープン化事業の状況を勘案して、当初は5月末までの契約を締結し、その後、状況に応じて適宜履行期間の延長や委託内容の見直し等を行うこととしており、5月の状況に合わせて履行期間を延長するとともに、

委託内容を一部見直したもの。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う税システム（オンライン処理）令和2年度追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年9月8日
- 4 履行期間  
令和2年9月9日から令和2年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都中央区八丁堀2-23-1エンパイヤビル  
株式会社D T S
- 6 契約金額（税込み）  
45,381,600円
- 7 契約内容  
現行の税システムに対して行われた改修を，オープン化後の税オンラインシステムに反映させるための改修作業を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は，大型汎用コンピュータのオープン化に係る税システム設計・開発等業務委託（以下，本体契約）により開発中の新システムに，これまでに現行システムに対し行われた改修内容を反映させる作業であり，本体契約の作業と調整しながら実施する必要があることから，本体契約の受託者に委託する必要がある。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住民基本台帳システム（オンライン処理）令和2年度追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
令和2年8月13日
- 4 履行期間  
令和2年8月14日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区西院坤町53番地  
株式会社アルバス
- 6 契約金額（税込み）  
70,840,000円
- 7 契約内容  
現行の住民基本台帳システムに対して行われた改修を，オープン化後の住民基本台帳オンラインシステムに反映させるための改修作業を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は，大型汎用コンピュータのオープン化に係る住民基本台帳システム設計・開発等業務委託（以下，本体契約）により開発中の新システムに，これまでに現行システムに対し行われた改修内容を反映させる作業であり，本体契約の作業と調整しながら実施する必要があることから，本体契約の受託者に委託する必要がある。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
文書管理システムの運用保守
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報管理担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
23,991,000円
- 7 契約内容  
文書管理システムを円滑に稼働させ、機能を保持するため、保守計画を策定し、ソフトウェア製品の保守、障害対応、問合せ対応等を行う「システム運用管理保守業務」及び制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更を行う「システム基盤保守業務」を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
文書管理システムは、日本電気株式会社が著作権を有しているソフトウェアに、本市の文書事務に合わせて変更を加えたものであり、制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更、障害発生時の不具合（ソフトウェアに起因する不具合を含む。）の修正などの当該システムの保守業務（ソフトウェアの改変を含む。）を行えるのは、当該システムの基となる当該ソフトウェアの著作権を有している日本電気株式会社である。このため、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないことから、日本電気株式会社が代表者を務めるコンソーシアムと随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

